

資料3 「実験動物の飼養及び保管に関する基準の改定」の基本的考え方(案)

1 改定の背景及び必要性

- ・基準策定後、約25年が経過。
- ・その間、実験動物の福祉に係る理念が国内外で普及・定着。
- ・また、法改正により3Rの原則が明記されたことを受けて、自主管理を基本とした実験動物の福祉の仕組みづくりに向けた動きが具体化してきているところ。
- ・一方、家庭動物の飼養保管基準の改定（H14）、展示動物の飼養保管基準の改定（H16）が行われたが、これらの改定基準の内容等との整合性の確保も必要とされているところ。

2 改定案の主なポイント

- (1) 基準の構成（項目立て）の整理
- (2) 「実験動物の福祉」に係る基本的考え方の充実
- (3) 委員会の設置や細目の策定等による本基準の普及啓発の推進
- (4) 各種配慮事項の追加

次の事項を追加。

動物の記録管理の適正化

人と動物に共通する感染性の疾病に係る知識の習得等

施設廃止時の取扱い

実験動物生産施設における繁殖方法等

- (5) 各種配慮事項の内容の充実

次の事項に係る内容を充実。

飼養及び保管の方法

導入時の順化順応、飼養保管時の動物種の組合せ

施設の構造等

広さ、温度等の飼養環境、衛生的・安全な構造

危害等の防止

逸走及び飼養者の危険防止に係る施設の構造及び強度、施設及び動物の数の点検、有毒動物の飼養時の配慮事項、逸走時の連絡と捕獲、緊急事対策に関する計画の作成

輸送時の取扱い

休憩時間の確保、適切な温度管理等

3 改定案の骨子

改定基準の構成案	現行の基準	追加・変更事項
<p>第1 一般原則</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>2 動物の選定</p> <p>3 普及啓発</p>	<p>第1 一般原則</p> <p>管理者等は、実験動物の生理、生態、習性等を理解し、並びに愛情をもって飼養し、及び科学上の利用に供するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、実験動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。</p> <p>第3 導入に当たっての配慮</p> <p>1 管理者及び実験動物管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力並びに実験実施者が策定した実験等の計画等を勘案の上定められた当該施設の事業計画に基づき、実験動物を導入するように努めること。</p> <p>-</p>	<p>実験動物の福祉の向上に対する要請の高まり等を踏まえた「実験動物の福祉」に係る基本的考え方の充実</p> <p>実験動物委員会の設置や本基準の細目に関する指針の策定等の措置による本基準の適正な普及啓発の推進</p>
<p>第2 定義</p>	<p>第2 定義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実験動物 実験等の利用に供するため、施設で飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物（施設に導入するため輸送中のものを含む。）をいう。</p> <p>(2) 実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。</p> <p>(3) 施設 実験動物の飼養若しくは保管又は実験等を行う施設をいう。</p> <p>(4) 管理者等 管理者、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者をいう。</p> <p>(5) 管理者 実験動物及び施設を管理する者をいう。</p> <p>(6) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。</p> <p>(7) 実験実施者 実験等を行う者をいう。</p> <p>(8) 飼養者 実験動物管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。</p>	

<p>3 危害等の防止 (1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法</p> <p>(2) 有毒動物の飼養及び保管</p> <p>(3) 逸走時対策</p> <p>(4) 緊急時対策</p> <p>4 人と動物の共通感染症等に係る知識の修得等</p> <p>5 動物の記録管理の適正化</p>	<p>第6 危害防止</p> <p>1 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>2 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次により、相互に実験動物による危害防止に必要な情報の提供等を行うように努めること。 (1) 実験動物管理者は、実験実施者に対して実験動物の取扱い方法についての情報を提供するとともに、飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと。 (2) 実験実施者は、実験動物管理者に対して実験等に利用している実験動物についての情報を提供するとともに、飼養者に対し、その飼養又は保管について必要な指導を行うこと。 (3) 飼養者は、実験動物管理者及び実験実施者に対して実験動物についての状況を報告すること</p> <p>3 管理者は、実験動物からの疾病のり患を予防するため、実験動物管理者及び飼養者の健康について、必要な健康管理を行うこと。</p> <p>4 管理者等は、実験動物が保管場所から脱出しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>5 管理者は、実験動物が脱出した場合の措置についてあらかじめ対策を講じ、事故の防止に努めること。</p> <p>6 管理者は、地震、火災等の非常災害に際して採るべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは、速やかに実験動物を保護し、及び実験動物による事故の防止に努めること。</p>	<p>飼養者及び実験実施者の安全確保措置の実施</p> <p>動物が逸走しない構造及び強度の確保</p> <p>施設の日常的な管理及び保守点検の実施、定期的巡回による動物の数及び状態の確認の実施</p> <p>救急医薬品の確保及び処置体制の整備</p> <p>逸走時の行政機関等に対する連絡と捕獲の実施</p> <p>緊急時対策に関する計画の作成と周知</p> <p>人と動物の共通感染症等に係る知識の取得等</p> <p>記録台帳の整備、危険な動物に係る個体識別措置の実施</p>
--	---	---

<p>6 輸送時の取扱い</p>	<p>第3 導入に当たっての配慮</p> <p>2 実験動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全並びに実験動物による事故の防止に努めること。</p> <p>(1) 実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選ぶこと。</p> <p>(2) 輸送中の実験動物には、必要に応じて適切な飼料及び水の給与を行うこと。</p> <p>(3) 実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送する方法を採るとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の脱出を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。</p> <p>(4) 実験動物の微生物、汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>必要に応じた休憩時間の確保</p> <p>適切な温度や湿度等の確保</p>
<p>7 施設廃止時の取扱い</p>	<p>-</p>	<p>他施設への譲渡しによる有効利用、殺処分する場合における苦痛軽減の実施</p>
<p>第4 個別基準</p> <p>1 実験施設</p> <p>(1) 実験等の実施上の配慮</p> <p>(2) 事後措置</p>	<p>第5 実験等の実施上の配慮及び終了後の措置</p> <p>1 実験実施者は、実験等の目的を達成するために必要な範囲で実験動物を適切に利用するように努めること。</p> <p>2 (1) 実験動物管理者又は実験実施者は、その実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で麻酔薬等を投与すること等によりできる限り実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、保温等適切な処置を採ること。</p> <p>第5 実験等の実施上の配慮及び終了後の措置</p> <p>2 (2) 実験等を終了し、又は中断した実験動物を処分するときは、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、又は頸椎脱臼等によって、実験動物にできる限り苦痛を与えないようにすること。</p> <p>(3) 実験動物管理者又は実験実施者は、実験動物の死体については、適切な処置を講じ、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。</p>	

<p>2 実験動物生産施設</p>	<p>第8 実験動物生産者の採るべき措置</p> <p>実験等のためほ乳類及び鳥類に属する動物を生産する者は、次の事項に留意し、動物の生理、生態、習性等を理解し、及び愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任を持ってこれを保管すること。</p> <p>(1) 動物の生理、生態、習性等に応じた適正な施設を設け、適切に飼料及び水の給与を行い、動物が疾病に罹患することを予防する等必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 生活環境の保全のため、動物の汚物等の適切な処理を行い、及び生産の場を常に清潔にすることにより、環境の汚損の防止に努めるとともに、生産に従事する者の動物からの疾病の罹患を予防する等必要な健康管理を行うように努めること。</p>	<p>幼齢・老齢動物の使用制限、繁殖回数の適正化</p> <p>購入者に対しての、動物の状態等に関する事前説明の実施（説明責任の完遂）</p>
<p>第5 準用及び適用除外</p>	<p>第9 補則</p> <p>管理者等は、ほ乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を実験等に利用する場合においてもこの基準の趣旨に沿って措置するように努めること。</p> <p>第10 適用除外</p> <p>この基準は、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用しない。</p> <p>この基準は、生態の観察を行うことを目的として飼養し、又は保管する実験動物の管理者等には適用しない。</p>	

参考 項目立て（構成）の対照表

改定案	現行
第1 一般原則 1 基本的な考え方 2 動物の選定 3 普及啓発	第1 一般原則 (第3 導入に当たっての配慮)
第2 定義	第2 定義
第3 共通基準 1 動物の健康及び安全の保持 (1) 飼養及び保管の方法 (2) 施設の構造等 (3) 教育訓練等	第4 実験動物の健康及び安全の保持 (第3 導入に当たっての配慮)
2 生活環境の保全	第7 生活環境の保全
3 危害等の防止 (1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法 (2) 有毒動物の飼養及び保管 (3) 逸走時対策 (4) 緊急事対策	第6 危害防止
4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等	
5 動物の記録管理の適正化	
6 輸送時の取扱い	第3 導入に当たっての配慮
7 施設廃止時の取扱い	
第4 個別基準 1 実験施設 (1) 実験等の実施上の配慮 (2) 事後措置	第5 実験等の実施上の配慮及び終了後の措置
2 実験動物生産施設	第8 実験動物生産者の採るべき措置
第5 準用及び適用除外	第9 補則 第10 適用除外